

# 訴 状

令和2年10月15日

福岡地方裁判所 民事部 御 中

原告訴訟代理人 弁護士 小 島 延 夫

同 弁護士 北 古 賀 康 博

同 弁護士 篠 木 潔

同 弁護士 馬 場 勝

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

原 告 一般社団法人グリーンコープでんき  
上記代表者代表理事 熊 野 千 恵 美  
原告訴訟代理人 別紙代理人目録記載のとおり

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国  
上記代表者法務大臣 上 川 陽 子  
処分をした行政庁 経済産業大臣 梶山弘志

託送料金認可取消請求事件

訴訟物の価額 金 160万円

貼用印紙額 金 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 経済産業大臣が、令和2年9月4日付けで九州電力送配電株式会社に対して行った託送料金変更認可決定を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

#### (1) 原告

原告は、鹿児島県、宮崎県、熊本県、大分県、長崎県、佐賀県、福岡県、山口県、広島県、島根県、鳥取県、岡山県、兵庫県及び大阪府の1府13県それぞれを区域とし、主として会員の事業に必要な物資を購入し、これを加工し、もしくは加工しないで、または生産して会員に供給する事業等を目的とするグリーンコープ生活協同組合（なお、現在は上記区域に滋賀県が加わり、1府14県となっている。）によって、自然エネルギーによる発電事業と社員に対する電力供給事業、またそれらの事業の普及を行うものとし、その目的に資するために、自然エネルギーによる発電事業、電力の供給事業、それらの普及、開発・研究に関する事業等を行う目的で、設立された、一般社団法人である（甲第1号証・履歴事項全部証明書）。

原告は、小売電気事業者（電気事業法（以下、「法」という。）2条3号）として、平成28年（2016年）5月12日、経済産業大臣に登録をし（登録番号：A0295）（法2条の2）、前記記載の区域の小売供給を受けようとする者（法2条の13）（以下、「電力需要者」という。）に対し、電気の供給をしている。

なお、原告は令和2年（2020年）3月25日付けでその商号を、一般社団法人グリーン・市民電力から一般社団法人グリーンコープでんきへと変更している。

#### (2) 被告

被告は、令和2年（2020年）9月4日、訴外九州電力送配電株式会社（以下、「九州電力送配電」という。）に対し、平成29年（2017年）9月28日に制定された、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第50号）（以下、「本件省令」という。）による改正後の電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（以下、「本件規則」という。）第45条の21の3第1項、第3項及び同第45条の21の6第1項、第3項に基づき、託送料金変更申請の認可を行ったものである（甲第3号証・プレスリリース）。

## 2 原告と九州電力間の接続供給兼基本契約の締結について

(1) ところで、法18条1項では「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とされているところ、同規定に基づき、訴外九州電力株式会社（以下、「九州電力」という。）は託送供給等約款（以下、「本件約款」という。）を定めた（甲第4号証・託送供給等約款）。

(2) そして、本件約款に基づき、九州電力と、A株式会社（以下、「A社」という。）、原告他2社の間において、平成28年（2016年）6月30日付けで、九州電力を託送供給者、A社、原告他2社を託送受給者として、接続供給兼基本契約（以下、「本件接続供給契約」という。）が締結された（甲第5号証・接続供給兼基本契約書）。

本件接続供給契約は、託送受給者4名の代表契約者をA社として、A社、原告他2社と九州電力の間の五者間契約とするものであり、九州電力が原告らに対して行う接続供給に関して、そのサービス内容、料金算定、支払方法等を定めたものである。

なお、本件接続供給契約はその後、6つの小売電力事業者が加わり、令和元年（2019年）9月30日時点で11者間の契約となっている（甲第6号証・接続供給兼基本契約書）。

(3) その後、九州電力は、2020年（令和2年）4月1日に、その契約上の

地位を九州電力送配電に移転し（甲第7号証・プレスリリース）、本件接続供給契約は、A社、原告他8社の10社と九州電力送配電の間の契約となっている。

### 3 電力自由化と一般送配電事業者・託送料金について

#### (1) 電力自由化と一般送配電事業者の公共的責務

平成28年（2016年）4月1日から、電力小売事業は全面的に自由化された。それに伴い、電気事業者は、基本的には、発電、送配電、小売りの3つの事業者に分けられ、小売電気事業は、登録要件を満たして登録すれば営めることとなった。電力自由化の目的は、競争を導入することによって、社会生活上、必要不可欠なものである電気の供給を効率化し、電力料金を引き下げ、電気需要者の負担を軽減することである。

もともと、小売電気事業者は、電気需要者に対し電力供給をする際に、発電事業者からの電気を、送配電網（送電用及び配電用の電気工作物・法2条8号）を利用して託送を受けなければならない。

そのため、小売電気事業者は、「送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業」（法2条8号）を営む者、すなわち、一般送配電事業者と契約して、一般送配電事業者に電気の託送供給業務を委託し、その対価として、一般送配電事業者に託送料金を支払う。

一般送配電事業者は、民間事業者ではあるものの、発電事業者が発電した電気を、小売電気事業者が契約した電気需要者に対し託送供給する業務を、ある地域（法4条1項4号）において独占的に営む（法4条1項4号、5条1号・4号・5号）ことが認められており、電気というものが社会的に必要不可欠なものであることとの関係で公共的性格を持つ。

そのため、一般送配電事業者は、託送供給業務の契約申し込みを受けた場合には、正当な理由がなければ、それを拒んではならないとされており、託送供給契約の締結義務を負っている（法17条）。また、供給条件は経済産業大臣の認可を受けなければならない（法18条1項）、不当な差別的取扱い

をするものであってはならず（法18条3項5号）、事業開始義務（法7条）を負い、その継続義務もある（法16条）など厳格な義務を負っており、他方、他人の土地の一時使用（法58条）や立ち入りもできる（法59条）など、特権的地位を与えられている。

独占を認めること、様々な義務と公的監督に服させること、一定の権限を与えることは、その事業の公共性によるものである。したがって、一般送配電事業者の事業は、公正かつ合理的に営まれなければならないものとされ、強い公的監督のもとにある（法18条3項など）。

## (2) 託送料金について

託送料金は、前述の通り、小売電気事業者が、一般送配電事業者と契約して、一般送配電事業者に電気の託送供給業務を委託するとき、その対価として、一般送配電事業者を支払うものである。

前述の通り、電力自由化によって電気の供給を効率的に行うためには、一般送配電事業者を支払う託送料金が適正に決定される必要がある。

そのため、託送料金については、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」（法18条3項1号）、「第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」（法18条3項2号）、「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」（法18条3項3号）、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」（法18条3項5号）など、公正かつ合理的なものでなければならないとされ、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている（法18条1項）。

## (3) 託送料金の決定方式

託送料金は、法18条及びそれに基づく経済産業省令である本件規則及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）（以下「本件算定規則」という。）に基づき、各一般送配電事業者が、託送供給等約款の認可申請をし、経済産業大臣から認可を受けた、託送供給

等約款に基づいて、算出される。

託送料金を定めるためには、法18条3項1号に規定する通り、適正な原価に、適正な利潤を加え、それに、特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要それぞれの送電量で割って、託送供給単価を算定する。

原価は、一般送配電電気事業者が、電気を安定的に供給するために必要とする営業費に、事業報酬（電力設備建設運用のための資金調達によって発生する支払利息や配当）を加え、控除収益（電気料金以外で得られる収入）を差し引いたものである（本件算定規則3条2項）。

利潤は、一般送配電電気事業者が所有する固定資産に市中金利をかけて計算されるものである。

一般送配電事業者は、上記のようにして算定された託送供給単価に基づいて、託送供給約款を作成し、経済産業大臣に認可申請をする。

経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給約款が変更され、当該一般送配電事業者と小売電気業者との間で従前から託送供給契約（本件では、本件接続供給契約）を締結していたときは、その託送供給契約（本件では、本件接続供給契約）に、認可された託送供給約款がただちに適用され、そのように託送供給契約（本件では、本件接続供給契約）の内容が変更されることとなる。

- 4 平成29年（2017年）9月28日に本件省令が制定されたことによって、一般送配電事業者は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならないとされたこと及びそれが本件認可によって具体化したこと

- (1) 平成29年（2017年）9月28日に本件省令が制定されたことによって、一般送配電事業者は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならないとされたこと

平成29年（2017年）9月28日に本件省令が定められた。そのことにより、令和2年（2020年）4月1日以降（本件省令附則1条）、一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から賠償負担金（以下、本件省

令による改正後の本件規則第45条の21の2第1項に規定するものをいう。)及び廃炉円滑化負担金(以下、本件省令1条、本件省令による改正後の本件規則第45条の21の5第1項に規定するものをいう。)を回収しなければならないとされ(本件省令1条、本件省令による改正後の本件規則45条の21の2第1項、第45条の21の5第1項)、かつ、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送料金算定の場合の「原価」の中の「営業費」とされた(本件省令5条、本件省令による改正後の本件算定規則4条4項8号)。

以上の通り、本件省令が制定されたことで、一般送配電事業者は、令和2年(2020年)4月1日以降、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、託送料金の原価の中の営業費に含ませて、接続供給の相手方(託送受給者)から託送料金として回収しなければならないとされた。

ちなみに、賠償負担金は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)(以下「原子力損害賠償法」という。)第2条第2項に規定する原子力損害及びこれに相当するもの(以下、両者合わせて「原子力損害」という。)の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの(本件省令による改正後の本件規則第45条の21の3第1項)、廃炉円滑化負担金は、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金(本件省令による改正後の本件規則第45条の21の6第1項)と国は称している。

(2) 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、接続供給の相手方(託送受給者)から回収する義務が本件認可によって具体化したこと

ただし、本件省令の制定だけでは、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、接続供給の相手方(託送受給者)から回収する義務は具体化していない。

本件省令が施行された令和2年(2020年)4月1日以降に、以下のプロセスを経ることによって、義務が具体化する。

第一に、本件省令による改正後の本件規則第45条の21の2第2項に規定する原子力発電事業者(本件では九州電力となる)は、本件省令による改

正後の本件規則第45条の21の3及び第45条の21の6に基づき、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定し、その承認を受けなければならない。

第二に、経済産業大臣は、本件省令による改正後の本件規則第45条の21の4及び第45条の21の7に基づき、回収すべき賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の額、回収期間などを、一般送配電事業者に通知する。

そして、一般送配電電気事業者が、経済産業大臣からの通知を受けて、託送料金の改定案を含む、変更された託送供給等約款の認可申請をし、経済産業大臣から認可を受ける。

認可によって、変更された託送供給等約款が直ちに効力を生じ、その結果、接続供給の相手方（託送受給者）が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を上乗せした、託送料金を支払う義務が具体的に発生する。

本件においては、九州電力送配電は経済産業大臣からの通知に基づき、令和2年(2020年)7月28日に経済産業大臣に対し、これら賠償負担金や廃炉円滑化負担金を原価に織り込んだ託送料金の変更を含む託送供給等約款の認可申請をし、当該託送料金変更を含む託送供給等約款は、同年9月4日に認可された（以下、「本件認可」という。）。

よって、本件において、九州電力送配電が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、接続供給の相手方（託送受給者）から回収する義務は具体化された。

(3) 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を負った接続供給の相手方（託送受給者）が小売り電気料金に上乗せするかどうかは任意であること

なお、接続供給の相手方（託送受給者）が、支払い義務を負った賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を実際の電気利用者である電力需要者から徴収するかどうかについては法令・省令上に規定はなく、接続供給の相手方（託送受給者）の個々の判断に委ねられている。

## 5 本件認可が違法であること

本件認可は、本件省令によって改正された本件規則及び本件算定規則に基づいてなされた。



しかし、以下に述べるように、本件省令によって改正された本件規則及び本件算定規則は電気事業法の委任の範囲を超え、また、憲法41条にも反する無効なものであるため、これら無効な本件省令によって改正された本件規則及び本件算定規則に基づいてなされた本件認可は違法、無効なものとして取り消されるべきである。

#### (1) 総論

本件規則及び本件算定規則は、電気事業法の委任に基づいて、私人との権利義務関係を規律するために制定されたものであり、委任立法であり、法規命令である。

憲法41条は「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定めているが、それは、国会中心立法の原則及び国会単独立法の原則の2つの意味を含み、この国会中心立法の原則によれば、実質的意味の立法は国会のみが行うことができ、行政がこれを行うことはできない。

法規命令である委任立法は、実質的意味の立法であり、本来国会のみが為しうることを、特別に、行政機関に可能とするものであるから、形式的意味の法律の明文による委任規定が存在し、かつ、その委任の範囲を超えてはならない。

形式的意味の法律の明文による委任規定が存在しないのに法規命令を定めることは、憲法41条違反で違憲違法である。また、法律による委任の範囲を逸脱して命令を定めることは、当該法律に反し違法であるとともに、行政が実質的な意味の立法を行うものとなり、憲法41条に反し違憲となる。

#### (2) 電気事業法に、一般送配電事業者に対し、接続供給の相手方（託送受給者）が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を支払うべきとする規定がないこと

本件省令は、本件規則を改正し、新たに、「第2章 電気事業」の中に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」という節及びその節中に、45条の21の2を設け、その第1項において、一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から賠償負担金を回収しなければならないと定め、同時に、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を設け、その節中に、

45条の21の5を設け、その第1項において、廃炉円滑化負担金を回収しなければならないと定めた。

これらは、接続供給の相手方（託送受給者）に、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すものであるから、法規命令である。

しかし、その支払い義務を課すことを委任する規定は、本件規則への権限を委任する法律である電気事業法には、存在しない。

したがって、その点で、これらの本件省令の規定は、憲法41条に違反し、違憲であり、無効である。

ちなみに、本件省令による改正後の本件規則においても、前記の通り、接続供給の相手方（託送受給者）に、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課す規定は、45条の21の2、45条の21の5であり、それぞれ、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」の中に規定されている。

本件省令による改正前の本件規則の「第2章 電気事業」は、  
「第1節 小売電気事業」（第3条の5から第3条の15まで）、  
「第2節 一般送配電事業」（第4条から第40条まで）、  
「第3節 送電事業」（第41条から第45条まで）、  
「第4節 特定送配電事業」（第45条の2から第45条の18まで）、  
「第5節 発電事業」（第45条の19から第45条の21まで）、  
「第6節 特定供給」（第45条の22から第45条の26まで）、  
「第7節 広域的運営」（第45条の27から第47条まで）  
「第8節 あっせん及び仲裁」（第47条の2から第47条の7まで）  
と定められていた。

仮に、本件省令によって新たに設けられた、第45条の21の2から45条の21の7までの規定が、一般送配電事業の原価に関するものであるならば、「第2節 一般送配電事業」の中に定められるべきものであるが、そのようにされず、「第5節 発電事業」の後に、二つの節を特別に設けて、定められている。

その定め方からして、本件省令によって新たに設けられた、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」とその中で定められた、一般送配電事業者が、接続供給の相手方（託送受給者）から、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収するべきとする定めは、一般送配電事業とは独立して規定されたものである。そのような回収権限を定めることを委任する規定は電気事業法には存在しない。

したがって、「第5節の2 賠償負担金の回収等」という節を設け、その節中に、45条の21の2を設け、その第1項において、一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から賠償負担金を回収しなければならないと定めた規定、及び、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を設け、その節中に、45条の21の5を設け、その第1項において、廃炉円滑化負担金を回収しなければならないと定めた規定は、いずれも、新たに義務を課すものでありながら、法律の委任に基づくものではないので、違法である。

- (3) 本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の「一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、（中略）賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。」との定めは委任の範囲を超えるもので違法であること

本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の「一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、（中略）賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。」と定める。

しかし、そもそも、本件算定規則4条にいう「営業費」は、法18条3項1号で定められている、「能率的な経営の下における適正な原価」の中心をなすものである。

本件算定規則4条1項は、営業費として「役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費（その一般送配電事業等を行うために当該一

一般送配電事業者が使用する電気に係る費用を含む。以下同じ。)、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費(再エネ特措法第28条第1項の交付金に相当する額から電力事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第21条第1号及び第2号に掲げる額を控除した額(以下「再エネ特措法交付金相当額」という。))を除く。)、他社購入送電費、非化石証書購入費、振替損失調整額(一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給に係る電気であって、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。)、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定(貸方)、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び自社アンシラリーサービス費(アンシラリーサービス費(電気の周波数の値の維持、第1条第2項第2号イからニまでに規定する電気の供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持等(第28条第1項において「電気の周波数の値の維持等」という。))であって離島以外の供給区域に係るものに係る費用をいう。))のうち、当該用に供するための電気の調達に係る費用(第9条第3項において「他社アンシラリーサービス費」という。))に相当するものを除いたものをいう。以下同じ。))であって一般送配電事業等に係るもの

の額の合計額を算定しなければならない。」と定めている。

本件算定規則4条1項に定められているものは、一般送配電事業を営むために必要な費用であり、法18条3項1号で定められている、「能率的な経営の下における適正な原価」に該当するものである。

他方、本件で問題となる、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業を営むために必要な費用ではない。

賠償負担金は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（本件省令による改正後の本件規則第45条の21の3第1項）と国は称している。この損害賠償の責を負うのは、原子力損害賠償法にいう原子力事業者であり、法にいう原子力発電事業者である。実際、一般送配電事業者が回収した賠償負担金は、すべて、原子力発電事業者に払い渡すこととなる（本件省令による改正後の本件規則第45条の21の2第2項）。

また、廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（本件省令による改正後の本件規則第45条の21の6第1項）であるので、原子力発電事業者が負担すべきものである。実際、一般送配電事業者が回収した廃炉円滑化負担金は、すべて、原子力発電事業者に払い渡すこととなる（本件省令による改正後の本件規則第45条の21の5第2項）。

このように、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者が負担すべきものであって、一般送配電事業を営むために必要な費用ではなく、本来、営業費に該当せず、法18条3項1号で定められている、「能率的な経営の下における適正な原価」に該当しない。

である以上、そのように、営業費にも該当せず、「能率的な経営の下における適正な原価」にも該当しない賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、「営業費として」「算定しなければならない。」とする、本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の規定は、委任の範囲を超えるものであって、法お

よび憲法 4 1 条に違反し、違法違憲である。

(4) 法制度上も法律改正による対応が予定されていたこと

そもそも賠償負担金は過去分（過去に電気料金原価に算入していなかった原発事故の賠償の備え）を全ての需要者から公平に回収する仕組みを作るため、そして、廃炉円滑化負担金は廃炉会計制度を維持するため、自由化によって新電力に移行する利用者も過去には原発を利用していたから同じように回収される仕組みを作るために新たに負担されることと国が称しているものであるが、これらの費用をどのように捻出するかは原子力政策における国の責任や今後のエネルギー政策に関する事項というべきものである。

そして、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下、「原賠機構法」という。）附則第 6 条 3 項で「政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。」などと規定されており、原子力政策における国の責任や今後のエネルギー政策に関する事項である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の徴収は、法律の制定や改正にて行われることが前提とされていた。

したがって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を接続供給の相手方から回収することについては本来法律の制定や改正にて行われる必要があり、省令の制定や改正にて行われるべきものではなく、電気事業法も省令により賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を接続供給の相手方から回収することは想定していない。加えて、原子力損害賠償法第 1 6 条あるいは原賠機構法第 6 8 条の規定に基づく賠償費用の確保をする方法もあるし、原賠機構法第 3 8 条及び 3 9 条を改正して当該費用を一般負担金の中に含ませる等の方法もあり、いずれにおいても賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の徴収は、法律の制定や改正にて行われることが前提とされていたものといえる。

(5) 総括

以上のとおり、本件省令の規定は、法律上の委任規定がないにも関わらず、接続供給の相手方（託送受給者）に、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すものであるから、憲法41条に違反し、違憲であり、無効であり、本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の規定は、委任の範囲を超え、法および憲法41条に反する違法違憲であり、無効なものである。

これら無効な規定に基づいてなされた本件認可は違法、無効なものとして取り消されるべきである。

6 原告適格、訴えの利益について

電気が今日、社会生活上、必要不可欠なものであることに鑑みると、適正な価格で電気供給を受ける利益は、極めて重要な法的利益であり、一般公益に吸収され難い性質を持つ。

そして、前述の通り、本件認可によって、変更された託送供給等約款が直ちに効力を生じ、その結果、接続供給の相手方（託送受給者）である、原告が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を上乗せした、託送料金を支払う義務を負うことになるが、そのことによる利益侵害は、電気の利用者の利益を重大に侵害するものであり、その侵害態様は深刻である。

そして、法は、電気の利用者の利益を保護することを主要な目的の一つとしている（法1条）。

また、一般送配電事業は、地域独占の事業であり、原告は、その供給地域を担当する一般送配電事業者と契約する他に選択肢はないところ、法はそうした地域独占を認めることと引き換えに、託送供給約款の認可に当たっては、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」（法18条3項1号）、「第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」（法18条3項2号）、「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」（法18条3項3号）、「特定の者に対して不当な差別

的取扱いをするものでないこと」(法18条3項5号)などの規定を設け、電気利用者の保護を図っている。

さらに、法は、電気需要者に対し、「経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出(委員会に対するものにあつては、電力の取引に関するものに限る。)をする」権限を付与しており(法111条)、手続き的にも、利用者を保護している。

以上からすれば、法は、法に定める託送供給約款の認可の権限を適正に行使することを通じ、一般送配電事業者と契約している小売電気事業者である原告の適正な託送料金で託送供給を受けるという利益を個別的利益として保護しているものであり、したがって、原告は本件認可により、自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害されたかあるいは必然的に侵害されるおそれのある者といえるから、原告適格及び訴えの利益を有している。

## 7 結語

以上より、本件認可は電気事業法及び憲法41条に反する違法違憲であり、無効なものであるため、速やかに取り消されるべきである。

よって、原告は請求の趣旨記載の判決を求め、本訴に及ぶ。

### <証 拠 方 法>

別紙証拠説明書記載の通り。

### <附 属 書 類>

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 履歴事項全部証明書 | 1 通 |
| 2 訴訟委任状     | 1 通 |

以 上



(別紙)

## 代理人目録

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町二丁目3番1号 岩波書店アネックス7階

東京駿河台法律事務所 弁護士 小島 延夫

TEL : 03-3234-9133 FAX : 03-3234-9134

〒810-0042

福岡市中央区赤坂一丁目4番35号 赤坂門AIビル4階 A号

北古賀法律事務所 弁護士 北古賀 康博

TEL : 092-726-2874 FAX : 092-726-2887

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴二丁目2番11号 富士ビル赤坂5階

弁護士法人 翼・篠木法律事務所 弁護士 篠木 潔

TEL : 092-714-1050 FAX : 092-714-1529

(送達場所)

〒810-0044

福岡市中央区六本松四丁目9番38号 六本松ハナマンビル401号

馬場総合法律事務所 弁護士 馬場 勝

TEL : 092-406-3203 FAX : 092-406-3233